



上峰町障害福祉計画・ 障害児福祉計画

人と人との絆でつくる だれもが安心して暮らせるまち 上峰

令和6年3月

佐賀県 上峰町

1 計画策定の趣旨



国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行など、さまざまな法整備が進められてきました。近年では、「医療的ケア児支援法」の施行、「障害者総合支援法」の改正や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

上峰町障害福祉計画・障害児福祉計画は、複雑化する地域課題や社会情勢の変化に対応していくため、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえて、上峰町における令和 6 年度以降の障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定めるため策定しました。

2 計画の期間



障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年とします。ただし、各種関係計画との整合性、社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行なっていきます。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画		
障害者計画 (平成 27 年度～令和 6 年度)					次期計画 (令和 7 年度～)			



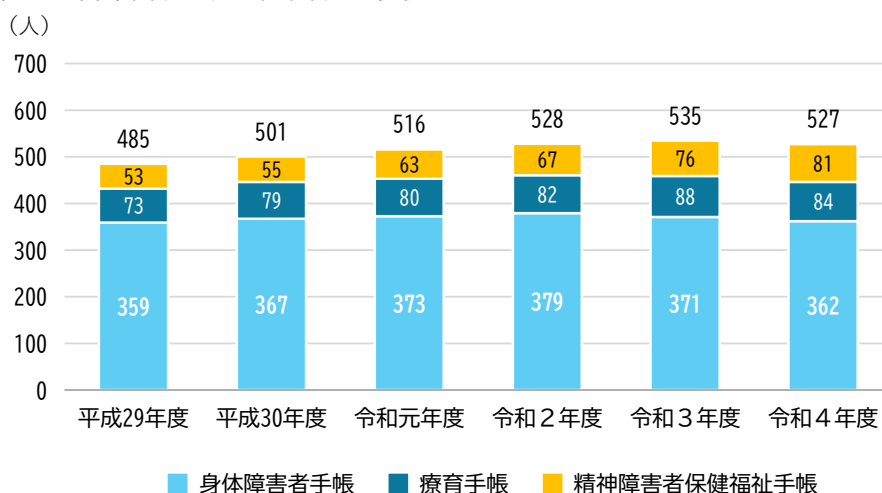
3 上峰町の障がい福祉に関する状況



上峰町の障害者手帳所持者数は、平成29年度以降増加が続いていましたが、令和4年度には減少に転じ、527人となっています。令和4年度末時点で身体障害者手帳所持者が362人、療育手帳所持者が84人、精神障害者保健福祉手帳所持者が81人となっています。

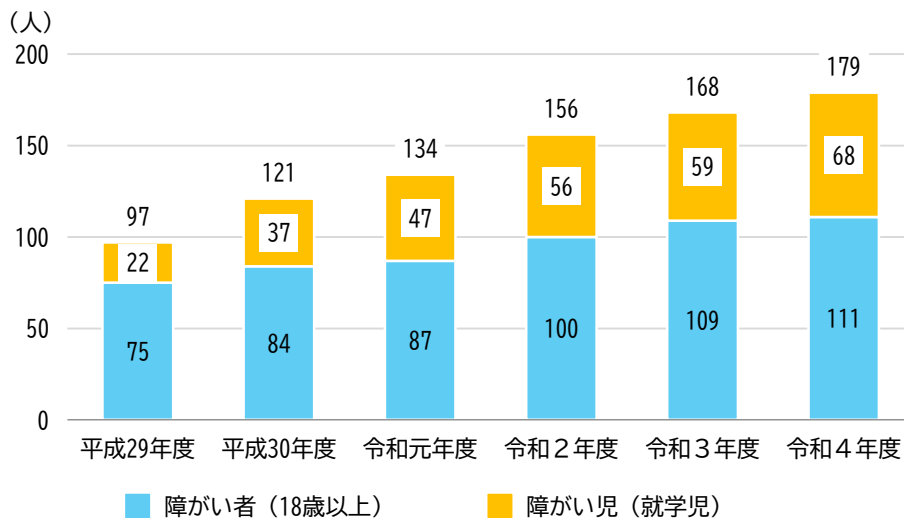
また、上峰町の障害福祉サービス、障害児通所サービスの支給決定数は年々増加しており、令和4年度には179人となっています。

上峰町の障害者手帳所持者の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

上峰町のサービス支給決定数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

4 計画の目標



障害福祉計画・障害児福祉計画では、国が定める指針に基づいて、上峰町の実情を考慮し、成果目標を設定しています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般の住宅での生活などの、地域での生活に移行できるよう、支援を行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう支援を行い、地域での生活への移行を推進します。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

すでに鳥栖・三養基地区圏域で整備済みの地域生活支援拠点の機能強化に向け、3市町での情報共有や検討を行います。

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行できるよう支援します。

障がい児支援の提供体制の整備等

重度心身障がい児や医療的ケア児を含めた障がい児が、ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けることができるよう、関係機関の連携を強化します。

相談支援体制の充実・強化等

すでに鳥栖・三養基地区圏域で整備済みの基幹相談支援センターについて、一人ひとりの状況に応じた柔軟な相談支援が行えるよう、機能強化に努めます。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスを利用する際に、適切なサービス利用となるよう、職員の研修参加を促すとともに、福祉サービス事業所等との情報共有を行います。



5 障がいのある人・障がい児を対象としたサービス一覧

上峰町における障がいのある人・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は、以下のようになっています。障害福祉計画・障害児福祉計画では、各サービスにおける見込みを設定し、適切な利用を促進していきます。

自立支援給付

障害者総合支援法に基づき、18歳以上の障がいのある人を対象に提供している全国共通で提供している福祉サービスです。

①訪問系サービス

障がいのある人の居宅を訪問し、日常生活のサポートを行うサービスです。

居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護
行動援護	重度障害者等包括支援	

②日中活動系サービス

障がいのある人が、自立した日常生活を送ることができるよう支援をしたり、働く場や一般就労に向けた支援を行うなど、日中の活動を支援するサービスです。

生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）
就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）
就労定着支援	療養介護	短期入所（ショートステイ）

③居住系サービス

障がいのある人の住まいの場を提供するサービスです。

共同生活援助（グループホーム）	施設入所支援	自立生活援助
-----------------	--------	--------

④相談支援

障がいのある人やその家族が自立した生活を送ることができるよう、生活に関する相談に応じて支援へとつなぐサービスです。

計画相談支援

地域移行支援

地域定着支援

地域生活支援事業

障がいのある人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、自治体を中心となって実施する事業です。

必須事業	理解促進研修・啓発事業	自発的活動支援事業	相談支援事業
	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター等機能強化事業	住宅入居等支援事業
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
	手話通訳者設置事業	日常生活用具給付等事業	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業	地域活動支援センター	
任意事業	日中一時支援事業	自動車運転免許取得・改造助成事業	訪問入浴サービス事業

障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある児童や発達に心配がある児童をもつ家族の相談を受け、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応などの支援を行うサービスです。

児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	障がい児相談支援

6 持続可能な開発目標（SDGs）について



「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

上峰町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。



7 医療的ケア児支援と障がいのある子どもへの支援について

医療的ケア児とは、たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことです。

上峰町においては、現在中心市街地整備事業において、医療的ケア児の受け入れ体制の整備を見据えた施設整備を進めており、障がい児福祉分野においては、それと合わせて身近な地域で医療的ケア児を支援する体制づくりに向けて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図っていくこととします。

また、医療的ケア児だけでなく、障がいを持つ子どもが地域の一員として暮らし、必要な支援やサービスを適切に受けることができるよう、子どもの個性や特性に応じた相談支援・サービスの提供体制といった成長に応じた切れ目ない支援体制を整備するほか、福祉分野だけではなく幅広い連携を通して、子どもたちが健やかに育つ環境を作っていくこととします。



8 重層的支援体制整備事業について



重層的支援体制整備事業とは…

地域住民が抱える様々な課題に対して、「老人福祉」「障がい福祉」といった分野の垣根を超えて、地域の既存の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。



上峰町においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口を設置しています。相談窓口においては、専門職を配置するとともに、関係機関と連携をとることによって、複数の課題を抱えている人に対する柔軟な支援ができる体制を構築するとともに、窓口を訪れることが難しい人に対しては、職員が出向いて相談支援を行うアウトリーチも実施しています。また、相談を受けるだけでなく、伴走型の支援を行うことで、課題解決まで寄り添った支援を行っています。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、上峰町障害福祉計画・障害児福祉計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、上峰町全体の福祉の向上を目指すものとします。



上峰町障がい福祉計画 障害児福祉計画（概要版）

発行：佐賀県上峰町健康福祉課

〒849-0123

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

TEL：0952-52-7413（直通）